

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1

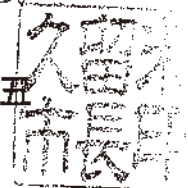
氏名 株式会社イワフチ

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

代表取締役 岩淵 慶太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 丑



許可の年月日 令和 3年 12月 1日

許可の有効年月日 令和 10年 11月 30日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎）：廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。） 以上1品目

中間処理（圧縮・梱包）：廃プラスチック類（軟質系廃プラスチック類に限り、自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、紙くず 以上3品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設：設置場所 福岡県久留米市梅満町字恋町73番2外1筆

設置年月日 令和 元年 8月20日

処理能力 6.0t/日（15時間）

許可年月日 令和 元年 5月15日 許可番号 第112021号

圧縮・梱包施設：設置場所 福岡県久留米市梅満町字兼木261番1

設置年月日 平成26年 2月12日

処理能力 廃プラスチック類 200t/日（8時間）

金属くず 177t/日（8時間）

紙くず 200t/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年12月 1日 更新許可及び優良基準適合認定

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず久留米市環境部廃棄物指導課で行ってください。